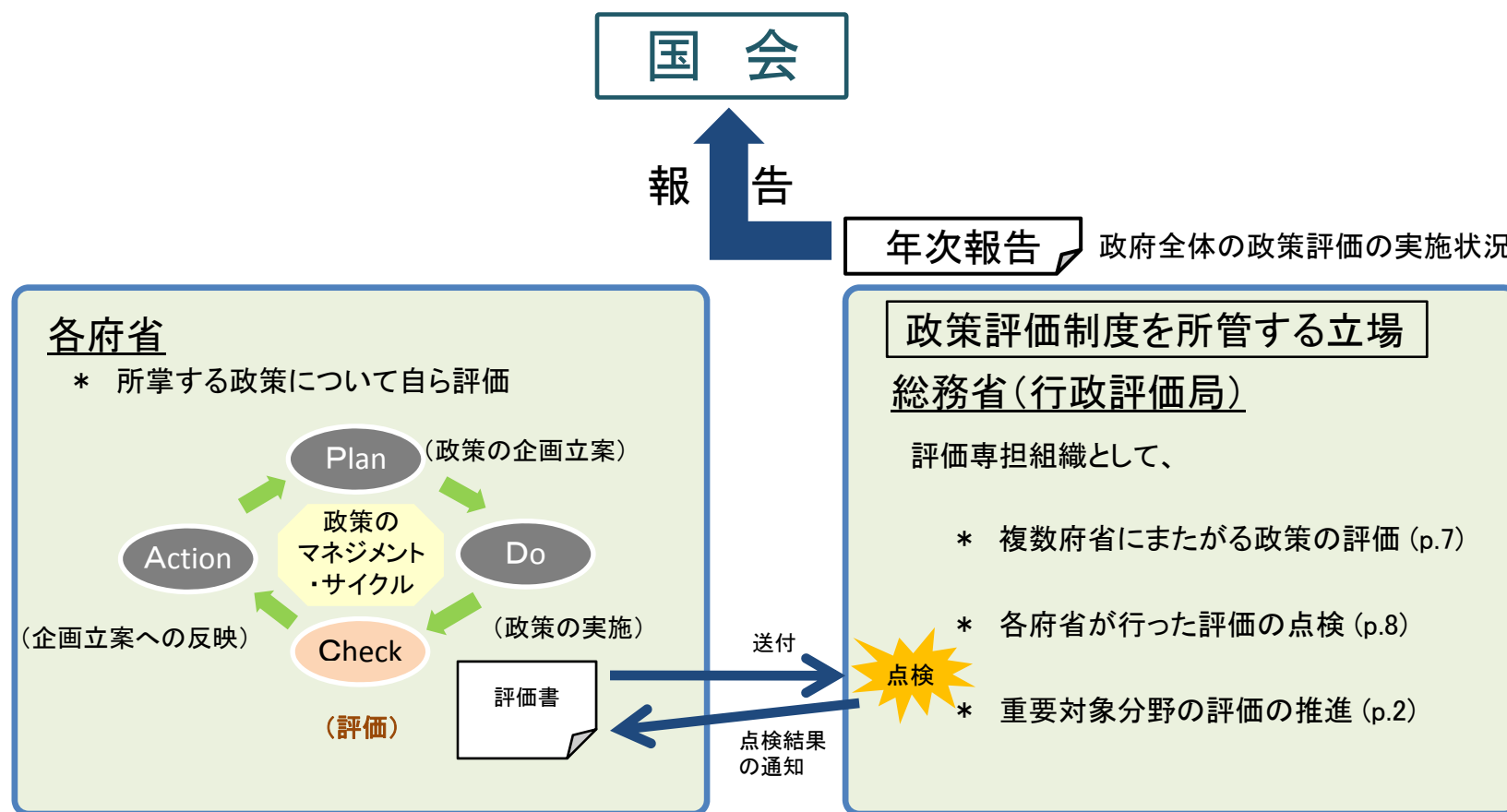


平成20年度 政策評価の年次報告(概要)



※ 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)第19条において、政府は、毎年、政策評価等の実施状況及び評価結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、国会に提出することとされている。

各府省における実施状況・反映状況

政策評価実施件数

- 各府省における平成20年度の**政策評価実施件数は、7,088件**（昨年度3,709件）
* 前年度と比較し、大幅に増加している主な理由は、国土交通省が公共事業について自主的に行っている再々評価（※）実施件数の増加である。
- 省別件数は、国土交通省（4,847件）に次ぎ、厚生労働省（770件）、農林水産省（761件）
（昨年度：1,497件）（昨年度：719件）（昨年度781件）
- 事前評価（政策決定前に行う評価）は1,546件、事後評価（政策決定後に行う評価）は5,542件

（※）再評価（事業採択後、5年経過しても未着手、または10年経過していても完了していない公共事業についての評価）実施後一定期間（事業の種類によって5又は10年間）が経過しているものについての評価であり、20年度はその再々評価の時期が到来したものが多い。

報告26～30P

政策評価結果の反映

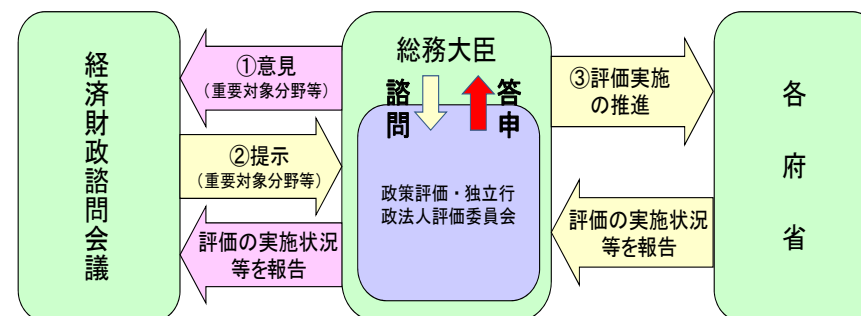
- 一般政策（各府省の政策のうち、公共事業等以外のもの）
➡ すべて予算要求や政策に反映しており、うち**政策の見直し等を実施した割合は、38.6%**（昨年度47.7%）
（162/420件） 報告31～32P
- 公共事業等（事業採択後、5年経過しても未着手、または10年経過していても完了していない公共事業等）
➡ 4省で**計22事業、約2,816億円**（総事業費等ベース）**の事業を休止又は中止**〈昨年度13事業、約629億円〉
- 政策評価法の施行（平成14年度）から7年間で227事業、約3.9兆円の公共事業等を休止又は中止

報告14～15P

平成20年度におけるトピック

① 政策評価の重要対象分野

- 「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）に基づき、19年度から経済財政諮問会議と総務省、各府省の連携により『政策評価の重要対象分野』の評価を推進



【平成19年度の重要対象分野】

政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議・答申を経て、平成20年11月28日に総務大臣から経済財政諮問会議に評価結果及びその課題を報告。関係府省においては、今後、課題を踏まえて評価等を行うとともに、総務省においてフォローアップを実施。

1 少子化社会対策に関連する、

① 育児休業制度（厚生労働省）

課題：継続就業を希望しながら退職を余議なくされている女性数全体とその充足状況の把握が不十分 等

② 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現に向けた取組（厚生労働省、内閣府）

課題：長時間労働の抑制に向けて、助成金以外の広範に及ぶような別途の政策手段の検討が不十分 等

③ 子育て支援サービス（厚生労働省、文部科学省）

課題：各種保育サービスの未実施地域を含めた潜在的なニーズ及びその充足状況の把握が不十分 等

2 若年者雇用対策（厚生労働省、文部科学省、経済産業省）

課題：より多くのフリーターの職場定着を促進する効果的な施策の見極めが不十分 等

【平成20年度の重要対象分野】 現在実施中

1 地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険（国土交通省、財務省）

【評価のねらい】被災者の生活再建を円滑に行うとともに、地震被害と社会全体のコストを軽減する観点から家庭や企業において建築物の耐震化及び地震保険の普及が進まない要因を明らかにすることにより、その普及に資する。

2 医師確保対策（厚生労働省、文部科学省）

【評価のねらい】地域間・診療科間の医師偏在の是正を見据えた適正な医師数を確保する観点から、医師養成数の調整、地域間・診療科間の医師の偏在を是正する施策の検証等を行うことにより、今後の医師確保対策の在り方の検討に資する。

② 規制の事前評価

【取組状況】

- 従来事前評価が義務付けられていた研究開発、公共事業、政府開発援助の3分野に加え、平成19年10月から評価義務付け
- 規制の新設又は改廃時にその効果、負担等について事前評価を行い、公表
- 平成20年度における評価件数は、12機関で157件（義務付け後の累計は273件）

【今後の課題】

- 分析の対象とする期間として個別の事例に応じた適切な期間を明示すること。
- 費用及び便益は、可能な限り定量化又は金銭価値化して算定した上で、両者の関係について可能な限り定量的な手法を用いて分析すること。
- ①遵守費用、②行政費用、③その他の社会的費用の各区分を明示して分析を行っていくこと。
- 想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、比較考量を行っていくこと。
- 規制の事前評価に係るレビューを適切に実施していくこと。
- 不確実性が伴う場合には、推計値の不確実性の程度についての説明を行っていくこと。

〔政策評価の点検結果（平成21年3月総務省行政評価局）から〕

③ 公共事業等の中止・休止

- 平成20年度において、事業採択後、5年経過しても着工していない、あるいは10年経過しても完了していない公共事業等について再評価した結果、
 - ・ 4省で計22事業、約2,816億円（総事業費等ベース）の事業を休止又は中止
（昨年度：計13事業、約629億円）
- 政策評価法の施行（平成14年度）から7年間で227事業、約3.9兆円の公共事業等を休止又は中止

府省名	事業数	総事業費等	事業名（事業数）
厚生労働省	3事業	722億円	水道水源開発施設整備事業(3)
農林水産省	4事業	37億円	畑地帯総合整備事業(1)、農村環境保全対策事業(1) 地域水産物供給基盤整備事業(1)、広域漁港整備事業(1)
経済産業省	3事業	335億円	工業用水道事業(3)
国土交通省	12事業	1,722億円	ダム事業(2)、海岸事業(2)、道路事業(2)、港湾整備事業(1)、 土地区画整理事業(3)、都市再生推進事業(1)、住宅市街地 基盤整備事業(1)
計	22事業	2,816億円	—

④ 各府省の取組例

● 税制に関する事前評価を導入 【文部科学省】

予定している税制改正等の対象事業のうち、特に社会的影響が大きいと想定されるものについて事前評価を実施

（例：家庭の教育費負担の軽減（特定扶養控除の拡充等））

● 評価方式の見直しを実施 【総務省】

目標とする指標設定が困難な政策や複数年度単位の方がよりよい評価ができる政策（例：国家公務員の人事管理の推進）について、毎年の網羅的な実績評価方式による評価から定期的な総合評価方式に移行

● 政策評価の結果等の情報を分かりやすく提供するため、評価書における記載を工夫 【厚生労働省】

実績評価書等において目標達成率をより分かりやすく明示

● 目標に関して達成すべき水準の数値化を向上 【国家公安委員会・警察庁】

実績評価方式による評価に関し、目標の達成水準の数値化がなじむものについて最大限数値化を推進

（平成19年度：39.3%→20年度：74.1%）

公共事業の政策評価に関する課題

○ 便益算定の前提として需要予測等を行うに当たって留意すべき事項

過去の実績等を参照しつつ、需要予測等が現実的なものになっているかに留意すること。

等

○ 便益算定に際しての評価方法に関して留意すべき事項

仮想市場法(CVM)(※)については、その精度の厳格性を確保し、

- ・ 支払意思額の提示額の設定に当たっては、事前調査を行い、実態を踏まえること。
- ・ 調査範囲は、便益が過大に算定されないよう、実態を踏まえて適切な範囲を設定すること。

等

○ 便益算定に当たってデータを用いる際に留意すべき事項

便益算定に当たっては、データの算定範囲が過大になったり不足したりすることのないよう留意すること。

〔政策評価の点検結果（平成21年3月総務省行政評価局）から〕

(※) アンケート等を用いて、評価対象社会資本(河川・ダム事業、下水道事業等)に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法

総務省(行政評価局)による政策の評価

① 統一性又は総合性を確保するための評価

評価の実施状況

- 平成20年4月「自然再生の推進に関する政策評価」について評価結果を取りまとめ、環境省、農林水産省、国土交通省に勧告するとともに公表
- 平成21年3月「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」について評価結果を取りまとめ、国土交通省、法務省に勧告するとともに公表
- * 平成21年3月末現在、「世界最先端の「低公害車」社会の構築」、「配偶者からの暴力の防止等」及び「バイオマスの利活用」について評価を実施中

報告227～234P

評価の反映

- 平成18～20年度に意見通知、勧告をしたテーマについて、関係府省において評価の結果を政策に反映

自然再生の推進に関する
政策評価(20年度)



評価結果を踏まえ、自然再生の推進政策を一層推進するため新しい自然再生基本方針を決定し、また、仕組みや運営方法の見直しのために自然再生協議会情報連絡会議を開催して情報交換等を行った。

PFI事業に関する政策評価
(19年度)



評価結果を踏まえ、VFM(事業を効率的・効果的に実施できるかを判断するための基準)に関するガイドラインの改定や、「PFIアニュアルレポート」による情報提供の充実等を行った。

リサイクル対策に関する
政策評価(19年度)



評価結果を踏まえ、循環型社会形成推進基本計画について新たな指標を設定するなどの見直しや、家電リサイクル法施行令の改正による対象機器の追加等を行った。

報告235～257P

② 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

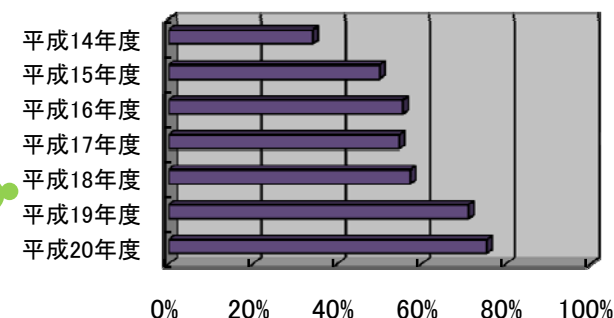
政策評価のやり方の点検

- 各府省が実施した政策評価について、評価として備えるべき水準に達しているか否かを点検し、次のような今後の課題を提起

課題 実績評価方式による評価：
数値化等による目標の特定
規制の事前評価：
費用及び便益を定量化して
分析 等

19年度の71%
から20年度の
75%に上昇
(14年度は34%)

目標が数値化等により特定されている評価の割合(府省全体)



報告258～259 P

政策評価の内容の点検

- 各府省が実施した政策評価について、評価の妥当性に疑問が生じた場合、評価の内容に踏み込んで点検
- 疑問が生じた11府省の45件 について、事実関係を把握・整理
➡ 改善すべき点がみられたものについては、① 評価のやり直し、② 適切な指標の設定、③ 評価書の修正などを指摘(疑義が解明され透明性が向上したものを含む)
- 今後の評価の質の向上に向けて、平成20年度 of 取組の結果見いだされた一般的な課題を整理し、各府省に提示

課題 公共事業：便益算定の前提として需要予測等を行う場合には、当該予測等が現実的なものとなっていることが必要
一般政策：指標が専ら行政の活動そのものにとらえるもののみになっている場合は、政策効果を把握できるものを
設定するよう改善 等

報告259～270 P

参考資料

- 政策評価結果の反映事例
- 各府省における政策評価の実施状況（評価方式別件数等）

政策評価結果の反映事例

一般政策①

平成21年3月に評価書を公表

事例：総合評価方式^(※)の総点検(国土交通省)

※ 工期、機能、安全性などの価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式であり、応札価格の最も低いものと契約を行う価格競争方式と対をなす落札者決定方式。平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第3条第2項に対応するもの。



【評価の視点】

- ① 総合評価方式を導入することにより、工事目的物の品質向上にどのような効果があるかを検証。
- ② 総合評価方式の実施にあたって各段階で課題とされている「具体的な運用方法」、「公正性・透明性の確保」、「手続きの負担」について個別に評価。

【評価手法】

- ① 工事の品質向上に対する効果について、工事事故の発生率及び工事成績評定を比較するとともに、受発注者に対するアンケートによる受発注者の評価を分析。また、「公共工事の施工体制に関する全国一斉点検」により、施工体制確認型総合評価方式の効果について分析。
- ② 「具体的な運用方法」、「公正性・透明性の確保」、「手続きの負担」について、受発注者に対するアンケートにより、受発注者の評価を分析。

【評価の結果明らかになった課題例】

- 価格競争に比べ、総合評価における工事事故の発生率が低い等、総合評価方式の効果が発現してきていることを確認。
- 一方で、アンケート、ヒアリング調査により以下のような具体的な運用上の課題を確認。

課題① 技術提案の課題設定

(発注者側回答) 総合評価の実施に当たって技術提案の評価項目の適切な設定に苦慮している。

課題② 技術提案の評価

(受注者側回答) 過度に技術競争が行われ、コスト負担を要する技術提案をせざるを得ないが、予定価格に反映されない。

課題③ 手続きに要する負担

(発注者側回答) 技術提案それぞれに対して適切な評価を行うために十分な検討が必要なため、技術提案等の審査・評価に要する事務負担が大きい。

(受注者側回答) 入札契約手続きが長く配置予定技術者が長期間拘束されるため、入札契約の手続期間の短縮が必要。

【政策への反映(今後の対応方針)】

- 総合評価方式の導入に伴い、工事の品質が確保されてきていることから、以下の改善策を講じつつ、引き続き総合評価方式を原則実施する。

改善策① 工事特性に応じた課題

課題設定にあたっての参考資料として「総合評価方式における課題設定・評価の考え方」を作成。

改善策② 過度な技術提案の防止

- ① 過度な技術提案を助長させないよう評価の上限値の明示
- ② 改善効果が低い評価項目や不確実性の高い評価項目は提案課題としない。等

改善策③ 手続きの簡素化

- 標準型の簡素化
- 技術提案を求める項目の数が少なく、かつ、その難易度が低い工事については、簡易型同程度の手続期間とした。等

政策評価結果の反映事例（一般政策②）

平成20年7月に評価書を公表

事例：水産物の安定供給の確保（農林水産省）

【目標】

- ① 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進
資源回復計画の着実な実施に向け、漁獲努力量削減実施計画を早期（資源回復計画作成後半年以内）に策定 等
- ② 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開



【政策評価の結果】

目標①に係る評価結果

資源回復計画の着実な実施に向け、漁獲努力量削減実施計画を早期（資源回復計画作成後半年以内）に策定

19年度実績：達成率35%※（Cランク）

削減実施計画は、禁漁期間の設定等を行うため、漁業者にとって、直接痛みを伴うものであることから、漁業者間の調整がなかなか進まない。

→ 関係都道府県に指導を行い、早期の計画策定に取り組んでいく必要がある。

政策手段について詳細な分析を実施

【政策手段別評価】

強い水産業づくり交付金

交付金の要領に、資源回復計画の策定後、早期に削減実施計画を作成する規定がないため、効率的な事務運用がなされていない。

【評価結果の政策への反映】

政策手段別評価も踏まえ、

- 1 都道府県に対し削減実施計画の早期作成（半年以内）を促すため、地方公共団体の役割に留意しつつ、必要な現地説明会等を国が直接行う。
- 2 強い水産業づくり交付金の要領に、削減実施計画を半年以内に作成する規定を新たに設ける。

※ 農林水産省では、必要に応じて実績評価を補完するものとして、政策分野に含まれる個々の政策手段（予算事業等）にまで掘り下げた分析・検証を行う政策手段別評価を行っている。

政策評価結果の反映事例（規制の新設）

平成20年5月に評価書を公表

事例：家庭用のガスこんろの安全性確保のための調理油過熱防止装置と 立ち消え安全装置の設置義務づけ（経済産業省）

【規制の必要性・目的】

近年でも依然として、家庭用のガスこんろによる火災が発生し、減少の傾向も見られないことから、今後、業界の自主的な取り組みだけでは不十分として、今後生産される「家庭用のガスこんろ」のバーナー（火炎口）の全口に対して、調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置の設置を義務付けることにより、ガスこんろからの出火を原因とする火災事故を未然に防止する。

【規制の改正内容】

- 改正案 調理油加熱防止装置・立ち消え安全装置の設置を製造事業者・輸入事業者に義務付け
- 代替案1 消費者への正しい使用法の普及・周知にかかる広報をより強化
- 代替案2 事業者・業界による自主的取組を進め、統一的な技術基準（安全装置の設置等）を定める

【費用便益分析】

【改正案】

想定される費用

技術基準適合改良費：50億円

想定される便益

火災件数：90%減少【149億円】

【代替案1】

想定される費用

業界による追加の広報活動費：1億円

想定される便益

火災件数：10%減少【17億円】

【代替案2】

想定される費用

業界基準適合改良費：25億円

想定される便益

火災件数：45%減少【75億円】

（注）本評価における数値は、試算上仮定した数値である。

【政策評価の結果】

改正案（義務付け）：149億円－50億円＝99億円／年（便益－費用で政策の効果を測定）

代替案1（広報活動強化）：17億円－1億円＝16億円／年

代替案2（自主的取組）：75億円－25億円＝50億円／年

→ 代替案に比べ、より多くの事故を防止でき、また社会全体としても大きな効用が見込まれる改正案を選択することが妥当
平成20年10月1日施行

各府省における政策評価の実施状況(評価方式別件数等)

[]内は前年度

評価対象政策		事前評価: 1,546件 [1,255件]	事後評価: 5,542件 [2,454件]
一般政策	政策・施策 ↑ ↓ 事務事業	政策決定前事業評価 235件 [233件] 235件 [233件]	個別継続事業評価 39件 [49件] (注3) 実績評価 312件 [392件] 総合評価 69件 [114件] 412件 [545件]
	特定4分野の政策(注1) ↑ ↓ 事務事業	公共事業評価 963件 [686件] 研究開発評価 145件 [158件] ODA評価 46件 [40件] 規制評価 157件 [116] (注2) 1,311件 [1,022件]	未着手・未了の事業評価 4,236件 [931件] 完了後・終了時の事業評価 886件 [968件] (注4) 5,130件 [1,909件]

- (注) 1 特定4分野の政策とは、政策評価法により事前評価の実施が義務付けられている、研究開発、公共事業、政府開発援助(ODA)及び規制をいう。
 2 規制評価の前年度の件数(116件)は、評価の義務付けが開始された平成19年10月1日から20年3月31日までの間に公表されたものである。
 3 個別継続事業評価(39件)には、特定4分野の政策に係る評価(8件)を含んでいる。
 4 完了後・終了後の事業評価(886件)には、一般政策に係る評価(1件)を含んでいる。

[本件連絡先]

総務省 行政評価局 政策評価官室

政 策 評 価 官： まつばやし ひろき 松林 博己 （内線：29132）

調 査 官： はむろ まさふみ 羽室 雅文 （内線：29671）

総括評価監視調査官： やまぐち しんや 山口 真矢 （内線：29139）

評 価 監 視 調 査 官： せと みのる 瀬戸 実 （内線：29133）

電話（直 通） 03-5253-5427

（代 表） 03-5253-5111

（ F A X ） 03-5253-5464

（ E - m a i l ） : [https://www.soumu.go.jp/menu_03/hyoukakyoku/
message/i-hyouka-form.html](https://www.soumu.go.jp/menu_03/hyoukakyoku/message/i-hyouka-form.html)

「平成20年度政策評価の年次報告」（平成20年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告）全文については、総務省ホームページ内の http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/nenji_houkoku.html をご参照ください。